

2018年度事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(I) 公益目的事業について

脊髄損傷者及び障害者が、重篤なハンディーキャップを持ちながらも地域社会で自立した生活を営むことができるよう、ピアサポート等相談支援事業、調査研究事業、障害者スポーツ等支援事業、被災労働者等支援事業及び情報提供事業等を総合的に提供し、障害者を取り巻く環境の整備及び福祉の向上に努めている。

【1】事業の概要について

脊髄損傷者及び障害者（以下、障害者）の地域生活を実現するためには、医療・介護・福祉・リハビリテーション・住環境の整備といった総合的な支援が欠かせない。本会では、事故や疾病により重度の障害を持った者に、まずは活用できる福祉及び労災制度等の相談並びに障害の受容に向けた支援を提供し、初期の集中的な支援終了後にも、情報提供やシンポジウム等による啓発活動を通じた継続的な支援を行うことで、障害者の社会復帰並びに地域での継続性のある文化的な生活をサポートしている。

また、障害者が社会生活する上で、制度面やバリアフリーについてなど、個人の力ではどうしても乗り越えられない問題を取り上げ、行政機関、国会議員並びに民間法人等へ政策提言並びに要望活動を行うことで障害者の権利を擁護し、医療及び介護制度の充実を図り、もって広く社会に貢献している。

障害者の豊かな社会参加を実現するためには、自立生活への準備、障害の受容等の初期支援をはじめ、その後も継続的な調査研究、情報提供並びに行政機関や民間法人等へ障害者福祉の向上についての政策提言・要望活動を行っていく必要がある。

そこで本会では、下記の主要な事業であるピアサポート等の障害者福祉相談事業、調査研究事業、政策提言・要望活動事業、障害者スポーツ等支援事業、被災労働者等支援事業、情報提供事業、社会参加推進事業等を連携させて一体的に行うことで、障害者が本会のサービスをより効果的かつ継続的に受益できる環境を確保し、また、各事業を個別に提供するよりも連携して一体的に提供することで、本会の理念である障害者を取り巻く環境の整備及び福祉の向上の実現により資するものであるとの認識の下、下記事業を一体的に提供し、障害者の福祉の向上に努めている。

1. ピアサポート等の障害福祉相談支援事業

(1) ピアサポート相談支援事業（2018年度自賠責運用益拠出事業）

・2018年度年度実績

①ピアサポート事業の実施

2018年度の一般社団法人日本損害保険協会助成による「脊髄損傷当事者による脊髄損傷者への精神面を中心とした支援事業」を実施した。

支 部 名	グループ 相談会	個別ピア サポート	ロール モデル	勉強会	合 計
山形県支部	12	23		1	36
長野県支部		3			3
千葉県支部	18	6		1	25
東京都支部	1	2		2	5
神奈川県支部	4				4
大阪府支部	1	19	2		22
大分県支部		5		1	6
沖縄県支部	6	19		1	26
合 計	42	79	2	6	127

②ピアサポートブロック研修会の開催

東北ブロック

- ・開催日 : 2018年11月3日
開催場所 : ホテル福島グリーンパレス
開催支部 : 福島県支部
参加者数 : 20名
- ・開催日 : 2018年9月17日
開催場所 : ホテルシティプラザ北上
開催支部 : 岩手県支部
参加者数 : 44名

関東甲信ブロック

- ・開催日 : 2018年9月1日
開催場所 : 一般社団法人 栃木県青年会館コンセーレ
開催支部 : 栃木県支部

北越ブロック

- ・開催日 : 2018年6月24日
開催場所 : 砺波ロイヤルホテル
開催支部 : 富山県支部
- ・開催日 : 2018年10月21日
開催場所 : 石川県青少年総合研修センター
開催支部 : 石川県支部
- ・開催日 : 2018年11月11日
開催場所 : いこいの村磯波風
開催支部 : 富山県支部

近畿東海ブロック

- ・開催日 : 2018年10月26・27日
開催場所 :
開催支部 : 滋賀県支部

九州ブロック

- ・開催日 : 2018年4月14日

- 開催場所 : ウェディングパレス敷島
- 開催支部 : 宮崎県支部
- 開催日 : 2018年9月8・9日
- 開催場所 : 福岡県総合福祉センター
- 開催支部 : 福岡県支部
- 開催日 : 2018年10月20日
- 開催場所 : かんぽの宿 日田
- 開催支部 : 大分県支部
- 開催日 : 2019年3月8・9日
- 開催場所 : 福岡県総合福祉センター
- 開催支部 : 福岡県支部

- 財源 : 一般社団法人日本損害保険協会

2. 調査研究事業

脊髄損傷及び障害者が、社会生活を送るうえでの必要な情報を的確に把握し、かつ有効な情報を恒久的に調査研究して行くことで、QOLの向上や社会参加の促進に資することを目的に調査研究事業を行っている。

また、行政機関や民間法人等が行う調査研究において、本会の調査研究事業と同様の理念を有するものと認められる場合においては、調査研究協力を行っている。

調査研究の発表についてはホームページ等を通じ広く行っている。

• 2018年度実績

①自立訓練（機能訓練、生活訓練）の実態把握に関する調査研究（社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団）

2018年度障害者総合福祉推進事業として厚生労働省から採択を受けた標記事業について、検討委員会の委員として参画した。

②WG（ワーキンググループ）会議

通常理事会だけでは多岐にわたる問題解決に臨めない状況にあるため、6つのWGを作り問題解決を図ることとしている。

ア. 労災WG

イ. 介助保障WG

ウ. バリアフリー等WG

障害者駐車場問題、災害時とその後の生活について等、諸問題を検討。

5/20、7/15、8/14、9/2、11/10、3/16の計6回開催。

エ. IT及び組織体制WG

オ. 脊損ニュースWG

カ. ピアサポートWG

③障害学生支援に関する提言

当会が障害者総合福祉推進事業として厚生労働省から採択を受けて2016年度に実施した「大学等に通学する障害者に対する支援モデル事業」および2017年度に実施した「大学等に通学する重度障害者に対する支援体制構築の体系化」の結果を踏まえ、一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会が「重度障害学生に対する支援のあり方に関する調査研究」の一部として実施した団体ヒアリングにおいて、意見を陳述した。

- ・財源：会費

3. 情報提供事業

(1) 広報及び情報提供事業（自主事業）

情報入手の困難さを持つ重度の障害者への情報提供を行うと共に、福祉や医療に携わる個人並びに法人へ、障害者からのメッセージや介護や福祉についての情報を載せた「月刊・脊損ニュース」を発行し、当会ホームページで情報を提供している。

- ・2018年度実績

①「月刊・脊損ニュース」

- ・会員：毎号1,800部
- ・非会員・病院施設等：毎号900部

- ・財源：会費

(2) 脊髄損傷患者のための社会参加ガイドブック製作事業

脊髄損傷者に必要な情報を多岐にわたり、脊髄損傷患者の社会参加と生活力を高めるためには、福祉に係る総合的な情報はもちろんのこと、特に重要性の高い事項については、詳細かつ正確に提供する必要がある。

しかし、必要なすべての情報をカテゴリー別にまとめた具体的でわかりやすいツールは未だないのが実情であり、患者に提供される情報は全国的に認識がまちまちで、単に経験にのみ頼っているなど統一されていない。このため、ピアサポートの有効性が発揮されない場合がある。脊髄損傷者の多様なニーズに全国どこでも的確に應える手段として、多種多様で恒久的な情報を調査研究し、その集大成の情報をガイドブックとして提供することは、患者の社会参加を支援することに大いに有効である。

そこで本会では、一般社団法人日本損害保険協会の助成により、排泄管理、車いす、褥瘡予防、住宅改造等といった脊髄損傷者が特に必要としている具体的な情報をガイドブックとして製作し、脊髄損傷者及び障害者が本来持っている機能を発揮して自立した社会生活を営むことができるよう支援を行っている。配布は会員、医療、リハビリ関係団体等へ行い、また、ホームページを通じて配布希望者へのダウンロードサービス、並びに郵送を行っている。

- ・2018年度実績

①脊髄損傷患者のための社会参加ガイドブック

- | | |
|-----------|--------|
| Together1 | 「排泄管理」 |
| Together2 | 「車いす」 |
| Together3 | 「褥瘡」 |

- Together4 「住宅改造」
- Together5 「自動車運転と移動」
- Together6 「いきいきと生きる・エンパワメント」
- Together7 「エンジョイスポーツ」
- Together8 「就労」
- Together9 「福祉制度の利用」
- Together10 「セクシュアリティ」
- Together11 「食生活」

- ・財源：一般社団法人日本損害保険協会

(3) 全脊連の活動成果物等の無料提供

- ・2018年度実績
 - ・Together各号やその他のパンフレットなど
 - ・第18回総会議案書
- ・財源：会費

(4) ホームページ運営事業

法律や制度の制定・改定等があった場合に、情報伝達の不備によって制度利用等に格差が生じないように、いち早く正確な情報についてホームページを通じて提供している。

例えば、2018年4月1日に障害者総合支援法が改正されるにあたり、改正点である「就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援の創設」「共生型サービス（ヘルパー・デイサービス・ショートステイの事業において、児童福祉法・障害者総合支援法・介護保険法のいずれかの指定を受けていれば、他法の指定を受けやすくなる基準の特例）の位置づけ」「共同生活援助に新たな日中サービス支援型類型の位置づけ」「その他障害児通所支援の人員基準等の見直し」等について、当会においても脊損ニュースやホームページなどで情報提供を行った。

- ・財源：会費

4. 政策提言・要望活動事業

(1) 障害当事者の政策提言

障害者が社会生活をする上で、制度やバリアフリーについてなど、個人のみではどうしても乗り越えられない問題を取り上げ、行政機関、国会議員並びに民間法人等へ政策提言及び要望活動を行っている。

- ・2018年度実績

①自由民主党予算・税制等に関する政策懇談会

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（厚生労働省）

障害者福祉やその他の関連施策について、団体ヒアリングの機会に下記の点を要望した。

- ア. 障害者総合支援法に基づく訪問系サービスの処遇改善加算の加算率について

- イ. 「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」の補助基準額について
- ウ. 相談支援専門員の研修カリキュラムの見直しについて
- エ. 尊厳死の法制化について

②自由民主党ユニバーサル社会推進議員連盟

2018年の通常国会で成立した改正バリアフリー法を踏まえ、団体ヒアリングの機会に下記の点を要望した。

- ア. 有料道路の割引対象を「車両に対する割引」から「人に対する割引」へ
- イ. パーキングパーミット制度を全国共通の制度に
- ウ. 都市間路線バス、空港連絡バス、観光バスのバリアフリー化について
- エ. JPN TAXIをゼロから設計見直し
- オ. 障害者手帳のカード化に併せてETCカードやICカード乗車券の機能を付与
- カ. 新幹線や在来線特急車両のフリースペースの拡充を
- キ. 車椅子利用者などが利用できるバリアフリー客室の数の整備を

③省庁交渉等

全国各支部及び各ブロックから提出された要望について、理事会で精査し、必要性が高いものについて関係省庁、民間団体、各政党または顧問等に要望を提出した。

主たる要望先は、厚生労働省、内閣府、国土交通省、文部科学省、総務省消防庁、全日本空輸株式会社、トヨタ自動車株式会社、など。

- ・財源：会費

(2) 内外の関連団体との連携及び交流

- ・2018年度実績

①日本障害フォーラムに加盟

本会をはじめ、障害者当事者団体などの13の全国団体が加盟して結成されている連絡団体において、障害者権利条約の第1回政府報告を踏まえてパラレルレポートへの対応協議、フォーラムの開催などの取り組みを行った。

②日本の福祉を考える会に加盟

③障害関係団体連絡協議会（主催：全国社会福祉協議会）に加盟

④特定非営利活動法人DPI日本会議に加盟

- ・財源：会費

5. 労災被災者等支援事業

(1) 被災労働者と家族の援護、労災補償に関する相談・援助事業

2018年度の厚生労働省交渉にあたっては、①介護（補償）給付の見直し、②併発疾病の見直し及び遺族（補償）給付の取り扱いの改善、③補装具費（車椅子等）の運用の改善、④介助犬の利用を可能とする方策の検討、を要望しました。

①については、介護（補償）給付受給者に対するアンケート調査が実施され、介護（補

償) 給付の最高限度額・最低限度額の引き上げが行われることになりました。この間、連合会が粘り強く要望し続けてきたことによる成果です。

②については、次の最重要課題として、遺族(補償)給付の取り扱いの抜本的な見直しの検討を求めています。

③については、連合会のほうからも各地の実情等を提供するとともに、厚生労働省においても事例の収集や分析を続けてもらうことになっています。

④は初めての要望で、労災サポートセンターが行っている盲導犬の無償貸与事業は国の委託事業ではなく、同センターに要望は伝えるとの回答にとどまりました。

2019年2月から労災保険アフターケア健康管理手帳の交付を受けている方の通院費の支給対象範囲が拡大されました。この際、労災保険療養補償給付を受給している方も含めて、通院費を適正に受給していただくために、厚生労働省から関連する行政通達等の提供を受け、関係メーリングリストでお知らせしたところです。

また、毎月勤労統計で不適切な調査が行われていたことが明らかになったことに伴い、労災保険受給者に追加給付等がなされることになっています。この関係の情報も随時お伝えしているところです。

なお、古谷理事が役員・会員、会員以外の脊損者・家族からの相談に対応しています。必要に応じて、審査請求等の代理人を務めたり、同理事が事務局長を務める全国労働安全衛生センター連絡会議加盟の地域安全センターによる支援につなげたりもしています。

・財源：会費

6. シンポジウム事業

・2018年度実績

①「自動運転車による安全運転ファースト」

(第17回定時総会石川県大会の公開セミナー)

開催日： 2018年6月8日

開催場所： 石川県立音楽堂

講師： 金沢大学准教授

菅沼 直樹 氏

②「東京・平昌パラリンピック」

(第17回定時総会石川県大会の公開セミナー)

開催日： 2018年6月9日

開催場所： 石川県立音楽堂

講師： 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事

橋本 聖子 氏

平昌パラリンピック金・銀・銅メダリスト

村岡 桃佳 氏

MROラジオパーソナリティー・フリーアナウンサー

上坂 典子 氏

③「改正障害者総合支援法」

(第17回定時総会石川県大会の公開セミナー)

開催日： 2018年6月9日

開催場所： 石川県立音楽堂

講師： 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
内山 博之 氏

④「緊急集会『安楽死・尊厳死の問題点と介助者確保について』」

開催日： 2018年11月28日

開催場所： 憲政記念館

講師： 鳥取大学医学部保健学科准教授

安藤 泰至 氏

医師、ALS患者

竹田 主子 氏

共催： 特定非営利活動法人ALS/MNDサポートセンターさくら会

特定非営利活動法人DPI日本会議・尊厳生部会

全国自立生活センター協議会

全国頸髄損傷者連絡会

- ・財源：一般社団法人日本損害保険協会、全国労働者共済生活協同組合連合会、全国生活協同組合連合会、会費

7. 脊髄損傷者の社会参加推進支援事業

(1) 国の審議会等への参加

- ・2018年度実績

①障害者政策委員会（内閣府）

標記委員会では主として以下の事項が検討された。

- a. 公務部門における障害者雇用
- b. 障害者基本法に基づく第3次障害者基本計画（2013年度～2017年度）の実施状況の中間的な監視
- c. 障害者差別解消法の見直し

②社会保障審議会障害者部会（厚生労働省）

標記部会では主として以下の事項が検討された。

- a. 障害者総合支援法に基づく第5期障害福祉計画（2018年度～2020年度）および児童福祉法に基づく障害児福祉計画（同）の目標集計
- b. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
- c. 2019年10月の障害福祉サービスの報酬改定
- d. 相談支援専門員の研修カリキュラム
- e. 障害者手帳のカード化

③相談支援の質の向上に向けた検討会（厚生労働省）

社会保障審議会障害者部会における問題提起を踏まえて標記検討会が開催され、相談支援従事者初任者研修と現任研修について、その標準カリキュラムの見直しが検討された。

④ユニバーサルデザイン2020評価会議（内閣官房）

ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議の決定に基づいて標記会議が設置され、ユニバーサルデザイン2020行動計画の実現に向けて意見交換が行われた。

⑤移動等円滑化評価会議（国土交通省）

改正バリアフリー法に基づいて標記会議が設置され、移動等円滑化の促進に関する基本方針の進捗状況などについて検討された。

⑥バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会（国土交通省）

公共交通機関などのさらなるバリアフリー化、バリアフリー基本構想などを通じた地域の面的バリアフリー化、心のバリアフリーなど、障害者権利条約の締結や東京オリパラの開催に対応したバリアフリー施策の推進のため、2017年3月に国土交通省で「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」が設置されている。

2018年度は9月と11月に検討会が開催され、2018年5月に成立した改正バリアフリー法の施行状況などについて意見交換が行われた。

⑦公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン検討委員会（国土交通省）

国土交通省において「旅客施設編」と「車両等編」で2つの検討会が設置され、その議論を踏まえて、2019年4月に「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編）」と「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン車両等編）」がそれぞれ策定された。

⑧（バリアフリー）基本構想等に関する検討会（国土交通省）

○検討会主旨

平成30年5月に公布された改正バリアフリー法を踏まえ、基本構想の見直し方法についての整理や、都道府県が効率的・効果的な関与を行う際のポイントの整理、施設間で連携し効率的・効果的なバリアフリー化を行った事例の収集を行い、基本構想の作成や見直しの際に参考となるようガイドブックを改訂する。

併せて、改正バリアフリー法において新たに創設された移動等円滑化促進方針制度について、市町村が作成する際に参考となるマニュアルをガイドブックに追加する。

○検討内容

・優良事例調査等

基本構想を見直した事例について市町村にアンケート・ヒアリング等を行い、市町村が見直す際に参考となる優良な事例を収集し、評価等する。

都道府県が基本構想の作成などに関与してきた事例について、都道府県にアンケート・ヒアリング等を行い、都道府県が効率的・効果的な関与を行う際にポイントとなる点を整理するとともに、モデルケースとなる事例を整理する。

施設間の連携を推進するため、近年バリアフリー化の取組が進んできた優良事例を収集し、どのような連携が事業を効率的・効果的に推進していたかを整理する。

・バリアフリー基本構想作成に関するガイドブックの改訂

上記の検討結果やマスタープラン制度等の概略について、既存の「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」に追記し、「バリアフリー基本構想・移動等円滑化促進方針作成に関するガイドライン（仮称）」として改訂を行う。

○委員構成

学識経験者、障害当事者団体、事業者団体、公共交通団体、地方公共団体、国土交通関係課、等

開催日	開催場所	備考
11月29日（木）	中央合同庁舎3号館4階	第1回検討会
2月4日（月）	同上	第2回検討会
3月11日（月）	同上	第3回検討会

3回目の検討会で示された『・・・基本構想ガイドライン』（案）を検討会意見で修正され4月12日公表（報道発表）された。

「駅、建築物、道路、公園、路外駐車場、信号機等のバリアフリー化」は障害を持っている方だけでなく、ベビーカーを使用するお母さんも、老人車を押しているお年寄りにとっても今すぐ実行して貰いたい事。

ガイドラインを有効活用し少しでも多くの、特に地方の市町村が取り組むことを期待する。

【移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの公表ページ】

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_00012.html

⑨公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画検討委員会（国土交通省）

公共交通事業者がバリアフリー計画を策定する際に参照するマニュアルを作成するため標記委員会が設置され、検討が行われた。

⑩鉄道駅におけるプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間に関する検討会（国土交通省）

鉄道駅においては、車椅子利用者が、駅員等の介助なしでも単独で列車の乗降が可能となることが望まれている。そこで、車椅子利用者の単独乗降と列車の安全な走行を両立しうるプラットフォームと車両の段差・隙間に関する検討を行うため、当事者団体、学識経験者、鉄道事業者等、国交省（鉄道局）とで会議を実施した。

開催日	開催場所	備考
10月10日（水）	A P 東京丸の内 会議室 E・F	第1回検討会
11月29日（木）	フクラシア丸の内 オアソ会議室 C	実証実験についての検討会
12月13日（木）	東京メトロ総合研修訓練センター	実証実験
1月25日（金）	A P 東京丸の内 会議室 E・F	第2回検討会
3月8日（金）	フクラシア丸の内 オアソ会議室 C	第3回検討会

手動車椅子、簡易電動、電動、ハンドル型電動などの被験者20名超での実証実験を行い一定の目安値（案）が出された。

しかし、事務当局で300以上の駅、800超番線数、80近い車両形式で実態調査を実施した結果、隙間・段差解消には課題も多いが、整備を進める所が可能な路線を優先し整備を進めると共に、技術開発や技術的検討が必要であると結論付けられた。

- ⑪ ホテル又は旅館のバリアフリー客室基準の見直しに関する検討会（国土交通省）
バリアフリー法施行令の改正により、延べ面積2,000㎡以上、かつ客室総数50室以上のホテルまたは旅館について、新築部分および増改築部分の客室総数の1%以上の車椅子利用者用客室を設けることが義務づけられることとなった（2019年9月1日施行予定）。
- ⑫ ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会（国土交通省）
上記の車椅子利用者用客室に加えて、バリアフリー客室の拡充を促進するため、設計に関するガイドラインの改定が検討された。
- ⑬ パーキングパーミット制度の導入促進に向けた障害者等用駐車区画の適正利用に関する検討会（国土交通省）
平成29年度と30年度の計7回の検討会を終えたが、まだ結論には到達していない。既にモラル論では解決できない状況になっている現状に対して、不正駐車抑止策がどの法律で対応できるかという課題と、駐車を許可される者と罰則の対象になる者とのライン引きの難しさがある。検討会は今年度も継続して開催されると思われるが、海外の例を参考に効力を有する制度作りが求められる。
- ⑭ 観光地バリアフリー情報提供手法に関する検討会（国土交通省）
観光地のバリアフリー化については、これまでも、国土交通省で「観光地のバリアフリー評価マニュアル」（2018年3月）が、観光庁で「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」（2018年8月）が、それぞれ取りまとめられている。
2019年度に標記の検討会が設置され、2019年3月に「観光地におけるバリアフリー情報の提供のためのマニュアル」と「《別冊》情報提供方法事例集」が取りまとめられた。

⑮慶應義塾特定認定再生医療等委員会

患者の立場から再生医療等安全性確保法に基づく再生医療等提供計画の審査業務に携わった。

- 財源：会費

(2) 被災地支援

東日本大震災の教訓を踏まえ、震災等が起こった時、本会のネットワークを最大限に利用し、いち早くその地域の障害者の状況を把握して、必要なもの必要な支援等の提供を行うようにしている。

また、当期に発災した熊本地震についても、機関誌「月刊・脊損ニュース」で継続的に支援金を募集し被災者に届けるなど、所要の対応を実施した。

(3) 車いす寄贈

諸般の事情により休止している。

8. 障害者のスポーツの振興並びに余暇活動の支援事業

(1) 体育振興事業

障害者福祉の増進を目的に、地域で暮らす障害者と障害を持たない地域住民との相互交流を図るための、ゲートボール大会、車いすバスケットボール大会、ツインバスケットボール大会、グラウンドゴルフ大会等、他団体が主催したスポーツ大会並びに余暇活動へ、費用の助成という形で後援や協賛を行い、障害者のスポーツを通じた社会参加の促進と余暇活動の支援を行っている。

また、障害者がスポーツや余暇活動を行うには、健常者による多大な支援を要することから、本会では健常ボランティアスタッフを会員の親族や大会開催地における近隣住民等から広く募集し、ボランティアスタッフの派遣並びに当該催しの運営をボランティアスタッフと共に本会がサポートすることにより、健常者と障害者が一緒に活動できる場の創設を通じて、障害者のスポーツの振興並びに余暇活動の理解及び普及に努めている。

- 2018年度実績

- ①内閣総理大臣杯争奪第46回日本車椅子バスケットボール選手権大会に後援及び助成
- ②文部科学大臣杯争奪第31回記念日本車椅子ツインバスケットボール選手権大会に後援及び助成
- ③第27回理事長杯争奪東北ブロック車椅子ゲートボール大会に後援及び助成
- ④関東甲信ブロック春休み誰でもスポーツ吹き矢体験教室に後援及び助成
- ⑤北越ブロックフライングデスク大会に後援及び助成

- 財源：会費

【2】事業の公益性について

事業の種類 別表の3号

本事業は、脊髄損傷者及び障害者の地域生活を支援することを目的とした事業であり、事故や疾病等により重い障害を有し在宅生活が容易でない者へ、医療・介護・福祉制度の活用方法等を支援する事業を行っている。ピアサポート相談支援事業は、長い年月を経て障害を受容し地域社会での豊富な生活キャリアを持つ先輩の障害者が、自身の体験や制度利用のノウハウ等を受傷直後の障害者に共有してもらい、早期の社会復帰を支援していく事業である。また、この事業の過程において、様々な専門家や一般市民の理解を深められることから、障害者の地域移行促進の啓発に寄与し、障害者のQOLの向上に資する事業である。

以上により、これらの事業は別表3号の「障害者もしくは生活困窮者又は事故、災害もしくは犯罪に因る被害者の支援を目的とする事業」に該当する。

事業の種類 別表の9号

本会では、外出の機会に恵まれない障害者の環境改善を図るため、障害者スポーツ（競技としてのスポーツと余暇活動としてのスポーツまで幅の広いスポーツ等の振興を図る）に参加できる機会創出の支援、各種のスポーツ大会のサポート、障害者と健常者が共に行うことのできる軽スポーツの振興と支援事業を行っている。これらの事業の推進は、別表9号の「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当する。

平成30年度事業報告書には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律規則」第4条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。